

千葉県福祉有償運送事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、要介護者及び身体障害者等に対する安全で安心な移動手段を確保することを目的に、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「法施行規則」という。）第49条第1項第3号に規定する福祉有償運送（以下「福祉有償運送」という。）を実施する特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他法施行規則第48条各号に規定する者（以下「特定非営利活動法人等」という。）に対し、その事業の立ち上げ及び運営に要した経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(対象者)

第2条 補助金の交付を申請することができる者は、千葉県福祉有償運送運営協議会の協議を経て、道路運送法（昭和26年法律第183号。）第79条に規定する国土交通大臣の登録を受け、市内を運送区域として福祉有償運送を新たに実施しようとする又は、実施している特定非営利活動法人等とする。ただし、福祉有償運送を実施するにあたり、福祉有償運送に係る旅客を自らの運営する別事業の利用者に限定する特定非営利活動法人等は除く。

(補助金の区分、対象経費等)

第3条 本要綱における補助金の区分は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 立上補助

福祉有償運送事業の立上、新規登録に係る経費で、第5条の規定による補助金交付申請予定の確認から国土交通大臣の新規登録までに要した経費に対する補助

(2) 運営補助

利用者の安全及び利便性を確保する体制を維持する経費で、福祉有償運送事業を運営するために要した経費に対する補助

2 補助金の補助対象経費等は、別表のとおりとする。

(補助金交付申請予定の申出)

第4条 立上補助の交付申請を予定している補助対象者（以下「申出者」という。）は、国土交通大臣の新規登録をする前に、福祉有償運送事業補助申出書（様式第1号）を、市長に提出するものとする。

(補助金交付申請予定の確認)

第5条 市長は、前条の申出書を受理したときは、内容について審査のうえ、補助対象経費等について、福祉有償運送事業申出確認書（様式第2号）により申出者に通知するものとする。

(申出内容の変更)

第6条 前条の規定により通知を受けた申出者が、申出の内容等を変更するときは、福祉有償運送事業変更申出書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申出があったときは、変更内容について確認のうえ、福祉有償運送事業変更確認書(様式第4号)により申出者に通知するものとする。

(交付申請)

第7条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする団体は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じた書類を市長に提出しなければならない。

(1) 立上補助

- ア 千葉県福祉有償運送事業補助金交付申請書(様式第5号)
- イ 補助対象経費内訳書
- ウ 対象経費の支払いを証する書類
- エ 自家用有償旅客運送者登録証の写し
- オ その他市長が必要と認めるもの

(2) 運営補助

- ア 千葉県福祉有償運送事業補助金交付申請書(様式第6号)
- イ 事業計画書
- ウ 収支予算書
- エ 誓約書
- オ その他市長が必要と認めるもの

2 前項第1号の補助金交付申請書は第5条の規定による補助金交付申請予定の確認から1年内かつ国土交通大臣の新規登録から3か月以内に提出するものとする。

前項第2号の補助金交付申請書は市長が定める期日までに提出するものとする。

(交付の条件)

第8条 運営補助について、規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、事業計画の変更に伴う経費の配分の変更額が交付決定額の3分の1に満たないものについてはこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得した物品は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けず、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 規則及びこの要綱を遵守すること。

(6) その他市長が必要と認める事項

2 立上補助について、規則第5条の規定により附する条件は、前項第4号、5号及び6号に規定する内容とする。

(交付決定通知)

第9条 規則第6条の規定による通知は、立上補助については福祉有償運送事業補助金交付決定兼額確定通知書(様式第7号)、運営補助については福祉有償運送事業補助金交付決定通知書(様式第8号)によるものとする。

2 立上補助について、規則第4条第3項に規定する通知は、福祉有償運送事業補助金不交付決定通知書(様式第9号)によるものとする。

(変更等の承認申請)

第10条 運営補助について、第8条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、千葉県福祉有償運送事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第10号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審査し、補助事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更(中止又は廃止)について承認の可否を決定し、千葉県福祉有償運送事業変更(中止・廃止)承認・不承認通知書(様式第11号)により、補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第11条 運営補助について、規則第12条の規定により報告しようとするときは、市長が定める期日までに千葉県福祉有償運送事業実績報告書(様式第12号)に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 対象経費の支払いを証する書類
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(額の確定通知)

第12条 運営補助について、規則第13条の規定による通知は、千葉県福祉有償運送事業補助金額確定通知書(様式第13号)によるものとする。

(交付の請求)

第13条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉県福祉有償運送事業補助金交付請求書(様式第14号)を市長に提出するものとする。

2 運営補助について、規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉県福祉有償運送事業補助金一括(分割)事前交付請求書

(様式第15号)を市長に提出するものとする。

(決定の取消通知)

第14条 運営補助について、規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉県福祉有償運送事業補助金交付決定取消通知書(様式第16号)によるものとする。

(返還命令)

第15条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉県福祉有償運送事業補助金返還命令書(様式第17号)によるものとする。

(書類の整備等)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ、補助金の交付を受けた年度の翌年から10年間保存するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別 表

	立上補助	運営補助
補助対象経費	<p>(1) 事務費 ①通信運搬費 ②消耗品費 ③備品費 ④印刷製本費 ⑤ボランティア保険</p> <p>(2) 車両に係る経費 ※対象車両は法人が所有する ものに限る。 ①福祉自動車購入費 ②自動車改造費 ③任意保険料 ④リース料 ⑤車両整備・定期点検に係る経費</p> <p>(3) 福祉有償運送運転者育成に係る 経費 ①福祉有償運送運転者講習、 セダン等運転者講習費 ②その他、運行の安全及び利便性 を確保するための講習及び研修 費</p> <p>※ただし、当該補助金の他に、国、 地方公共団体等から財政的支援を 受ける経費及び、他の事業の用に 供した経費を除く。</p>	<p>立上補助の補助対象経費 (1) ～ (3) より、福祉自動車購入費及び自動車 改造費を除いた経費とする。</p> <p>※ただし、当該補助金の他に、国、 地方公共団体等から財政的支援を受 ける経費及び、他の事業の用に供し た経費を除く。</p>
補助基準額	1 法人につき 20 万円	1 法人につき毎年度 10 万円
補助要件		各補助事業年度において輸送実績 があること。
補助額	補助対象経費の実支出額（補助対 象経費から当該経費に充当した補助 金及びその他の収入を控除した額を いう。）の合計と補助基準額とを比較 して、いずれか低い額の 10 分の 1 0	補助対象経費の実支出額（補助対 象経費から当該経費に充当した利用 料金、補助金及びその他の収入を控 除した額をいう。）の合計と補助基準 額とを比較して、いずれか低い額の 10 分の 10